

かとう国保だより

“平成 28 年度の国民健康保険税は上限額（課税限度額）が変わります”

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで支えあう制度です。

平成 28 年度は、国保税率は据置きますが、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の上限額（課税限度額）をそれぞれ 2 万円引き上げます。なお、所得に応じた 5 割、2 割軽減の対象を拡大します。国保制度の安定運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

※税率等は平成 27 年度と同じです。（）内は、平成 27 年度の額です。

平成 28 年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40 歳以上 65 歳未満対象
① 所得割額	被保険者の平成 27 年中の基準総所得金額に対し	6.64%	2.62%	2.10%
② 均等割額	被保険者 1 人ごとに	26,600 円	9,900 円	10,200 円
③ 平等割額	1 世帯ごとに	A、B 以外の世帯	21,500 円	7,600 円
		A 特定世帯	10,750 円	3,800 円
		B 特定継続世帯	16,125 円	5,700 円
①②③の合計額が 1 年間の国保税額となります。 ※ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。		54 万円(52 万円)	19 万円(17 万円)	16 万円(据置き)

※「基準総所得金額」とは…平成 27 年中の総所得金額から 33 万円（基礎控除）を控除した金額をいいます。

※「特定世帯」とは…国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯。介護納付金分を除く平等割額を最大 5 年間、2 分の 1 に減額します。

※「特定継続世帯」とは…特定世帯に該当して 5 年経過後 8 年を超えない世帯。介護納付金分を除く平等割額を最大 3 年間 4 分の 3 に減額します。

国保税の軽減等について（5 割、2 割軽減の対象を拡大します）

◆低所得者に対する軽減（申請は不要です）

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額及び平等割額を 7 割、5 割、2 割軽減するものです。

- <7 割軽減該当世帯> 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が 33 万円以下の世帯
- <5 割軽減該当世帯> 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が 33 万円 + 26.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯
- <2 割軽減該当世帯> 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が 33 万円 + 48 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯

注) 1. 軽減の判定は、世帯主及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象となります。

2. 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行され、国保の資格を喪失した方です。

◆非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です）

この制度は、勤務先の会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者（特定の理由による自己都合で離職された方）について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、**給与所得を 30/100 に軽減して算定する**ものです（ただし、給与所得以外は 100/100 で算定）。適用条件に該当される方は、保険・医療課で申請してください。

【軽減措置適用条件】

- 国保加入者で、離職時点で 65 歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者で、**離職理由コードが No11、12、21、22、23、31、32、33、34** であること。
- 該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間

【申請に必要なもの】 ① 雇用保険受給資格者証 ② 印鑑

※軽減が適用される場合は、申請月の翌月に降に税額の更正通知をお送りします。

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う国保税の軽減（申請が必要です）

社会保険などの被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、その被扶養者（65 歳以上 75 歳未満）の方が国保に加入された場合（旧被扶養者という。）当分の間、減免が受けられます。該当される方は、保険・医療課で申請してください。

◎その他、災害等に関する減免制度もありますので、お問い合わせください。

確定申告・住民税申告が必要です。

国保税額の算定、または税額の軽減適用や高額療養費等の給付額の決定については、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要となりますので、収入の多少に関わらず必ず申告をしましょう。

国保税の納税について

世帯主が納税義務者になります

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、世帯主に国保税が課税されます。

◆普通徴収の納期

年税額を8回に分けて、納付していただきます。年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付していただくことになります。
1年分の税額を前納される場合は、全期分の納付書で一括納付してください。

納付が便利に！ 国保税がコンビニエンスストアで納付できます。

(注) 期別の税額が同じでも、誤った納期の納付書で納付されますと、督促状が発送される場合がありますので、納期の誤りがないうようご注意ください。なお、納期限を過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません。

* 平成28年度の納期限……納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	8月1日	2期	8月31日	3期	9月30日	4期	10月31日
5期	11月30日	6期	12月26日	7期	翌年1月31日	8期	翌年2月28日

◆特別徴収の制度について (次の条件を満たす方が対象です。)

- ① 世帯主が国保加入者であること。
- ② 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④ 介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤ 国保税と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えていないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続

年金からの天引きで納付するのではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保税納付方法変更申出書」を提出していただく必要があります。

高額な外来診療を受ける場合の窓口負担について

外来診療時の一部負担金が高額になった場合でも、「限度額適用認定証」等(※)を提示することにより、限度額を超える分を支払う必要がなくなりました。支払いの上限額(月当たり)は、年齢や所得などの状況によって異なります。

対象となる医療機関：保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所など(柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術などは対象外)

※「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

区分	事前手続	病院・薬局窓口で
70歳未満の方(国保税の滞納がない世帯に限る)	保険・医療課で「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。	「限度額適用認定証」等をご提示ください。
70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方(世帯主及び被保険者は非課税)		
70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の方	新たな手続きはありません。	「高齢受給者証」をご提示ください。

年度途中の加入・脱退の場合

年度の途中で国保に加入された場合は、資格取得された月から月割りで計算します。また、年度の途中で脱退された時は、資格喪失された月の前月までの月割りで計算します。

- 途中加入の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 資格取得した月から3月末までの月数
- 途中脱退の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 4月から資格喪失月の前月までの月数

特定健診を受けましょう

◆受診料金：1,000円

【節目年齢(平成29年3月31日時点の年齢が40.45.50.55.60.65.70歳)の方は無料です】

国保加入者のうち40歳以上75歳未満の方を対象にした特定健診は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪の蓄積に加えて、高血圧・高血糖・脂質異常などが重なった状態)に着目し、生活習慣病の発病や重症化を防ぐための健診です。健診結果から生活習慣病のリスクが高いと判断された方には、特定保健指導を行います。加東市では特定健診としてまちぐるみ総合健診と指定医療機関で受診できる個別健診を行っています。詳しくは、保険・医療課までお問い合わせください。

◆健診は健康の第一歩です!!

定期的に健診を受けられていない方は、受けられている方より病気が重症化する分析データがでています。

【お問い合わせ先】 ※詳しくは、次の担当課までお問い合わせください。

- ① 国保の加入や脱退の手続き、高額療養費等給付に関すること・・・**保険・医療課**【電話：43-0500(直通)】
- ② 国保税に関すること・・・**税務課**【電話：43-0397(直通)】